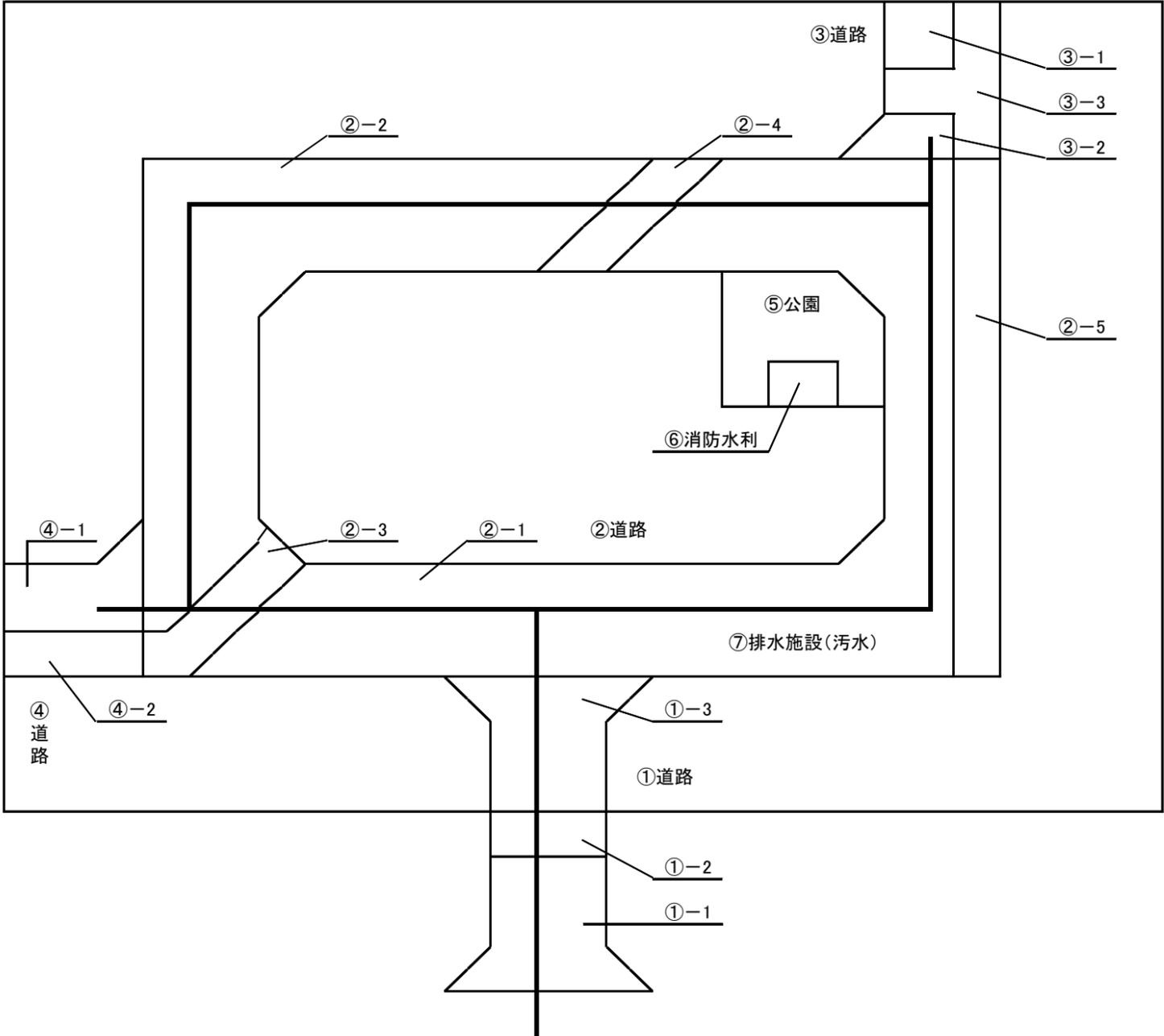


付 録

公共施設計画平面図



公共施設計画表

※次ページ参照

※ 公共施設計画平面図は、開発後の公共施設がどのように整備されているかを示す図面です。

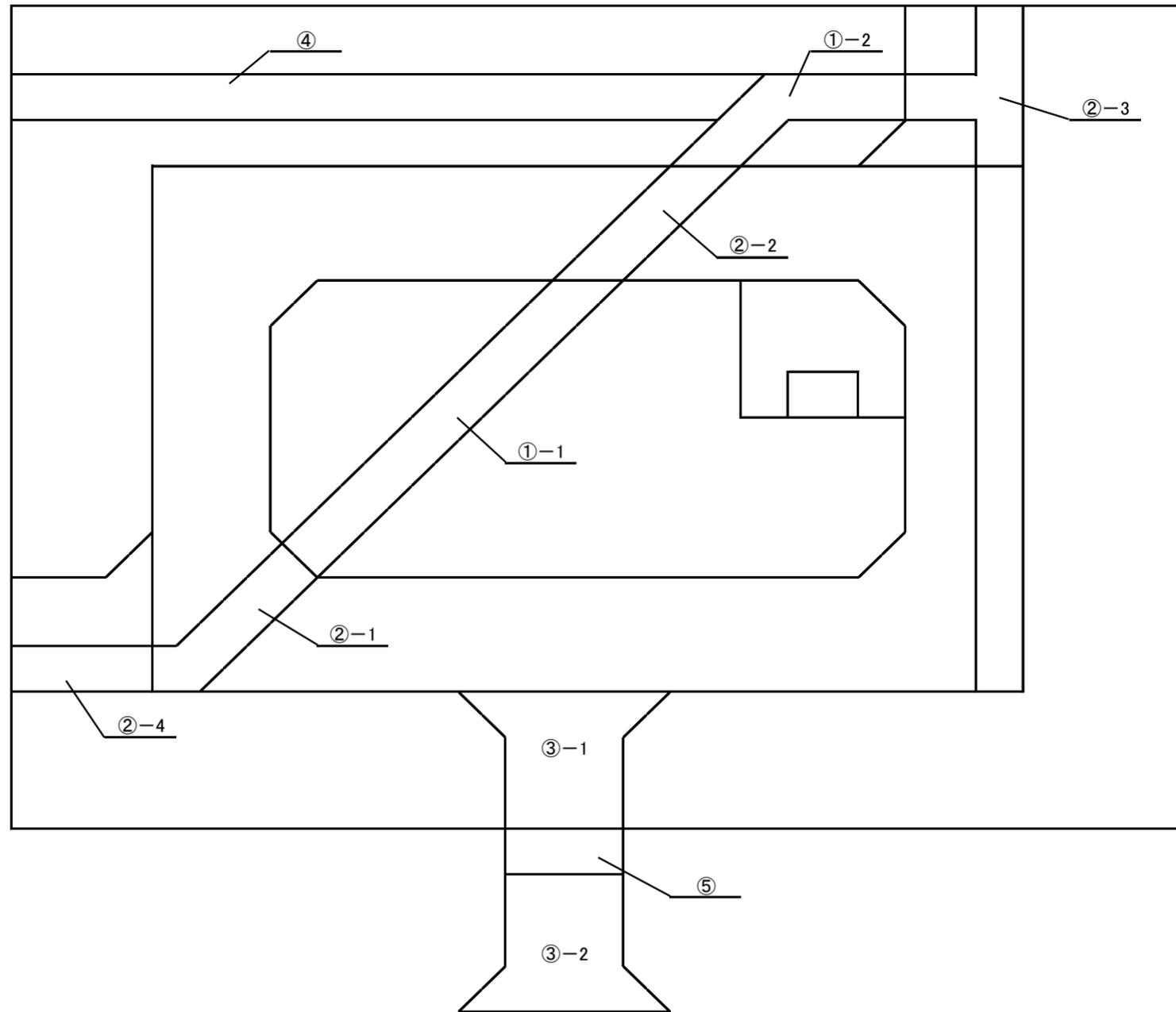
公共施設計画表

種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要	
		幅(m)員	延(m)長	面(m ²)積				
道 路				〇〇.〇〇				
	①			〇〇.〇〇				
	内 訳	①-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理
		①-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	水路占用
		①-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理
	②			〇〇.〇〇				
	内 訳	②-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理
		②-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理
		②-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
		②-4	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
		②-5	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
	③			〇〇.〇〇				
	内 訳	③-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
		③-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
		③-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備 事業者管理道路と一体構造のため、表面管理は事業者
	④			〇〇.〇〇				
	内 訳	④-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
		④-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備 事業者管理道路と一体構造のため、表面管理は事業者
	公 園	⑤			〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理
	消防水利	⑥	〇〇t級、〇基			八王子市	————	公園内占用
排水施設(汚水)	⑦	VUφ〇〇〇、L=〇〇.〇〇m			八王子市	————	下水道法第16条	

※「管理者」とは、財産として用地を管理する者のことです。

公共施設に関する新旧対照図

作成例



公共施設に関する新旧対照表

※次ページ参照

※ 新旧対照図は、開発前(現状)の公共施設(市の所有地や工作物)をどのように処理するかを示す図面です。

公共施設に関する新旧対照表

種類	番号	概要			従前の 土地所有者	従前の 管理者	新たな 管理者	用地の帰属	処理の内訳	摘要	
		幅(m)員	延(m)長	面(m ²)積							
旧道路敷	①			〇〇.〇〇							
	内訳	①-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	都市計画法第40条第1項処理	交換渡地 ①-2と合わせて③と交換
		①-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	都市計画法第40条第1項処理	交換渡地 ①-1と合わせて③と交換
道路敷	②			〇〇.〇〇							
	内訳	②-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-4	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
新設道路敷	③			〇〇.〇〇							
	内訳	③-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理	交換受地 ③-2と合わせて①と交換
		③-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理	交換受地 ③-1と合わせて①と交換
旧水路敷	④	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	八王子市公有財産規則による処理	払下げ	
水路敷	⑤	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備占用	

※「管理者」とは、財産として用地を管理する者のことです。

同意に関係する法律の抜粋

都市計画法第 32 条

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

都市計画法第 33 条第 1 項第 14 号

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

14 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

都市計画法第 45 条

(許可に基づく地位の承継)

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条 第 2 項の 4

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第一項ただし書きに規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第 53 条第 3 項

(許可申請)

第五十三条

3 申請者は、当該開発行為が公共施設(都市計画法第四条第十四項に定めるものをいう。)の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、第一項の許可申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第 67 条

(地位の承継届)

第六十七条 条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の許可を受けた行為の完了前に相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者は、地位の承継届出書(第二十三号様式)を知事に提出しなければならない。

完了検査手続き要領

本要領は、八王子市宅地開発指導要綱第3条第1項第1号及び第2号に該当する場合において、公共施設等が協議の内容どおりに履行されているか確認し、適正かつ迅速に完了検査を行うための事務処理手続きおよび検査方法を定めたものです。

1) 完了に伴う検査状況調書(宅地)の提出

- ◆ 工事が完了した場合は、工事完了届出書に本調書を添えて開発審査課に提出してください。(提出部数は開発審査課の指示に従ってください)

2) 完了検査日の調整

- ◆ 検査の前に、「完了に伴う検査状況調書(宅地)」にある公共施設等に関係ある協議所管課と**検査の有無を確認**してください。
- ◆ 検査がある場合は、「完了に伴う検査状況調書(宅地)」の「検査担当者」および「検査予定日」の欄に**検査担当者名、検査日**を記入してください。
- ◆ 完了検査日の日程調整は、余裕を持って行ってください。

3) 完了検査内容

- ◆ 書類検査
 - ◇ 協力金の納入状況確認
 - ◇ 公共施設等に関係ある協議所管課の検査状況の確認
- ◆ 現場検査
 - ◇ 協議所管課による開発区域内および関連する区域の公共施設等の状況確認

4) 検査済証の交付

- ◆ 検査済証は、公共施設等に関係ある協議所管課から完了検査合格の報告を受けた後、所定の手続きをとり開発審査課が交付します。
- ◆ 道路台帳、公園台帳等の施設の移管が必要な場合は、事前に関係所管課の確認を受けてください。